

島根県原子力安全顧問会議（第1会場）

日 時 平成25年3月26日（火）

10:30～12:00

場 所 くにびきメッセ 501大会議室

<出席顧問>

片桐顧問、齊藤顧問、長岡顧問、伴顧問、渡部顧問（以上、50音順）

<原子力規制庁出席者>

原子力防災課 金子課長

○ 水津参事 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから島根県原子力安全顧問会議を開催させていただきます。

最初にお断りを申し上げますけども、ご案内のように今日は顧問会議を2会場に分けて開催をいたしております。知事につきましては、現在、第2会場の方に出席をいたしておりますので、この会場の方へ途中で移動してまいります。到着後に改めて知事からごあいさつを申し上げたいと考えております。よろしく願いいたします。

続いて、お手元にお配りしております今日の顧問会議の次第の3番の顧問のご紹介でございますけども、本来であればお名前をはじめ、ご専門をお一方ずつご紹介すべきところかと思っておりますけども、名簿を配付いたしておりますので、これでご紹介にかえさせていただきたいと思っております。お許しをいただきたいと思っております。

それから本日の会議の進め方でございますけども、本日の議題でございますけども、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた島根県の対応についてということで議題を設けております。この後、まず最初に、原子力規制庁の金子原子力防災課長より国における原子力防災の取り組みについてご説明をいただきまして、その後、島

根県における地域防災計画、あるいは広域避難計画、緊急時のモニタリング計画、この3点についてご説明をさせていただきます。

その後になりますけども、我々が原子力防災の取り組みに関しましていろいろ感じている課題につきましてテーマを絞って顧問の先生方、あるいは国の課長さんにご助言をいただければと考えております。

それでは早速でございますけども、金子課長から国における取り組みについてご説明いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○ 金子課長 原子力防災課長の金子でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に、横型のこういうブルーの表紙の原子力災害対策指針の概要というのが書いた資料と、それから規制委員会・規制庁の概要っていうこういう写真が最初についている資料と、2つの資料がお手元にあるかと思っておりますので、それを簡単にご説明させていただきます。日頃、私ども一緒に仕事をさせていただいている方と、今日初めてお話しする方といらっしゃいますので、部分的には非常に初歩的なことであり、部分的にはわかりにくいこともあろうかと思っておりますけれども、そこはご容赦をいただいで簡単にお話を申し上げたいと思っております。

最初に、写真がついているスライドの方のような資料で簡単に原子力規制委員会、あるいは規制庁ってどのようなことをしているかということについて、バックグラウンドをご説明させていただいて、その後で防災の取り組みについてお話をさせていただきます。

ページで言いますと4ページに、新しい組織として昨年9月に発足した際にどのような仕事をするかということで、この原子力規制委員会ができたかというのが模式図

であらわされております。ご承知のように、従来原子力の安全確保という意味では経産省、あるいは研究開発段階のものを所管していた文科省、それから原子力安全委員会や原子力委員会の一部の仕事がございまして、それをサポートするような形で各独立行政法人が支援機関として仕事をしているという体制でございました。これを一元化して原子力規制委員会のもとに集めていこうというような形で仕事が構成をされております。

そういう意味ではいろいろな分野の領域が集まったような形にもなっておりますので、委員の皆さんもこれも皆さんご承知だとは思いますが、5ページ目に5人の委員長はじめとする委員の写真と、どういう経歴の方かということが書いてあります。原子炉の御専門の方、地震やそういう地質の御専門の方、それから放射線、被ばく、あるいは防護といったご専門の方、それから国際関係、あるいは組織のマネジメント、こういったところの御専門の方というようなことで構成がされておまして、それぞれの御専門を生かした形で我々事務局である規制庁のところの下準備をしながら仕事を進めるという形になっております。

そういう意味では、防災の関係は特に施設に係る防災の関係は更田委員が中心になってお話を進めていただいておりますし、それから住民対策という意味では中村委員、リーダーシップをとっていただきながら事務局として仕事をしていると、こういうような形になってございます。以降、仕事の体制でありますとかそういったことが細かく資料に書いてございますけれども、防災のところだけ簡単に申し上げたいと思います。

9ページをご覧ください。これまでの取り組みということで、規制委員会でどんな仕事をこの半年ぐらいしてきたかということをござつと紹介してございます。柱として

は大きく3つございます。一つは福島第一原子力発電所の事故後にきちんと対処していくかということをしっかりやらなければいけないということ。

それからそれ以外のところも含めた意味での、原子力防災体制をしっかり作り直す。これは仕組みもそうですし、基本的考え方も変えていかなければいけない部分がありますので、そういったものを原子力災害対策指針という形で考え方をお示しをさせていただいて、それを県なりで展開をしていただくというような段階によりやく入ってきているというところでございます。

それから3番目の柱は、今日のもう一つのグループの議題でもあります、新しい安全基準を再構築するということございまして、それが11ページに御紹介がされていると思います。地震対策とか含めて入ってございます。これは後でご覧いただければと思います。原子力防災の方につきましては、今、ご紹介をした指針をお示しするというのが規制委員会としての最初の仕事でございました。

もう一つのブルーの色調の資料の方をご覧いただければと思うのですが、ページをめくっていただきまして2ページ目に全体としての国の原子力災害対策の枠組みをお示ししてございます。もともと、災害対策基本法というのが国の災害全般、自然災害も含めた形での対応の根幹をなしております。その特別法のような形で、原子力災害対策特別措置法というのが別途法律として定められております。それぞれの法律に基づいて国は防災基本計画をつくって、基本的な枠組みをお示しする。その中でも原子力災害対策編という、1章ですね、かなり分厚いものではありますけれども用意はされていて、その専門的事項については指針というところにお譲りをするというような形で規制委員会が定める形になっています。そういう意味では防災基本計画そのものは国とか関係機関の役割分担であるとか、その対応の手順であるとか、そ

たことが主として書かれており、原子力災害対策指針については、原子力災害という特殊性を勘案してどういうことをしなければいけないかというのを指針としてお示ししています。お互いに相補完するような関係になっております。こういうものに基づいて、国はそれぞれ役所が何をしなければいけないかということの業務計画をつくりますけれども、全体として原子力災害対策マニュアルといったものも整備をしておりますし、各自治体は今日の島根県さんからもご紹介あると思いますけれども、地域防災計画をつくっていただいてそれに基づく対応をする。事業者は事業者で、事業者の防災業務計画というのを策定する義務がございますので、これは特に万が一の事故が起きたらどう対応していくのか、あるいは周辺の住民の安全を守るために事業者としてのサポート、あるいは責務をどう果たしていくかというようなことが書かれるものという形になって全体がつくられております。

新しく作りました指針につきまして、全体像がこの資料の中で示してありますが、ポイントだけ御説明をさせていただきたいと思っております。5ページ目をお開きください。従来、原子力発電所で申し上げますと、8キロから10キロ圏というのが重点的に防災対策を講じるエリアだというようなことで、原子力安全委員会がお示しをしていた指針がございますが、その考え方を少し変えて範囲も広げ、やらなければいけないことも段階的にきちんと整理をしようということで、三文字熟語で恐縮ですけれどもEALとかOILに基づく防護措置の対応イメージとあります。

EAL、OILというのは何かというと、施設の状態、例えば島根原子力発電所という発電所の状況がどうなっているのか、例えば水の温度が何度なのか、圧力がいくらなのか、どこかにひびが入っているのか、漏れがあるのかというようなことでございます。そういった状況に応じて予防的な段階から実際に事故が起きてしまうよう

な段階まで区分をして、その区分に応じた対応をしていこうという考え方を取り入れるということでもあります。

施設の状況の段階で予防的な措置を講じるということがまず大前提になるわけですが、万々が一その後、さらに放射性物質が外部に放出してしまうというような状況になれば、深刻度に応じて、いわゆる放射線量率というようなものを測定した上で必要な避難の区域を定めるとか、あるいは屋内にとどまっていたいで退避をするというようなことも含めた防護措置を講じるというような段階に入っていく。この基準というのがO I Lと呼ばれているものでございますけれども、そうした基準、あるいは先ほどのE A Lと申し上げた施設の状態、そういった計測できる、観測できるものに応じて対策をとっていこうというのが基本的な考え方として整備をされております。

その上で原子力施設に近いところ、あるいは一番近い場所ではないけれども重点的に防護措置を考えておかなければいけないところ、さらにその外側というような3段階にエリアを分けた上で、これがそれぞれ近いところからP A Z、U P Z、U P Z以遠という形で表の中には書いてございますけれども、そういったところの区分をした上で対策を講じていこうという考え方になっております。

最初の段階、警戒事態というのが①というふうに書いてあります。ここは例えば大きな地震が起きて、例として震度6と書いてありますけれども、例えば島根県で申し上げますと松江市で震度5弱で我々は警戒態勢をとって参集をして体制をつくるということになりますが、ここではもう少し大きな地震、島根県で例えば震度6以上というような地震が起きた場合には警戒事態ということで国の組織が立ち上がる形、状況を想定しております。この段階で情報収集をして、まだ防護措置をこの段階で講じ

るということではありませんけれどもその準備を始めていただくということでございます。

要援護者の避難準備というふうに警戒事態の真下を書いてございますけれども、これは特に移動に手間のかかるといいますか、準備に時間のかかるような例えば寝たきりのお年寄りというか自分で動けない方がありますとか、そういった方については早目に避難の準備を自治体側で、あるいはそういう関係機関でしはじめて、例えば交通手段の準備、あるいは行き先の確保、こういったものをはじめておいていただくという段階でございます。まだ、この段階はそういう意味ではプラントは余り何も起きてない状態。起きてないけれどもそれが起きるかもしれない、そういう地震とか津波警報とかそういったものがありましたという状況でございます。

その次に、施設敷地緊急事態というのが②で書いてございます。これは実際に、例えば電源が全部なくなってしまいましたと。非常用電源しかプラントの中にありませんといったような状況で、まだその時点では深刻な状況にはなっていないわけですが、もう一つ何かがあると本当に事故と言えるような状況にいてしまいますよというような状況でございます。従ってその段階では先ほど申し上げた避難準備をしていた対象の要援護者と、災害時要支援者とも呼ばれていますけれども、そういった方々については早目に避難を実施して、逃げはじめていただく、特に施設の近くのところの方々は早目にそれをすると。それからPAZと書いた約5キロの圏内の方々については、避難の準備もはじめていこうということでございます。

EALの3と書きました③全面緊急事態、これになりますと先ほどの原子力災害対策特別措置法で緊急事態宣言が出されます。そういったところでは国が法律に基づく組織もつくりましますし、実際の防護措置が解消されるという形になりますので、近くの

住民の方々には基本的には避難をしていただく、それからそのときには安定ヨウ素剤を事前にお配りしておいて放射性ヨウ素による被ばくを予防的に防いでいただくというような段階でございます。

ここまでの段階は深刻な状況にはなっていますが、外に放射性物質が出てくるという状況ではありません。それが起きる前とにかく一番リスクの高いエリアの方々については、予防的に避難を開始していただくという形になっております。その上でさらにその外側におられる方につきましては、段階的にはありますけれども必要な避難、あるいは施設の状態に応じてもう少し遠いところの方も逃げておいていただいた方がいいという判断があれば、この5キロにこだわらずに避難の範囲を拡大することもあるかと思っておりますけれども、そういった順次外側へ外側へというような形で対策を広げていくというような形になって、リスクの高いところをできるだけ早く対処をして深刻な事態が生じないようにしていこうという考え方に立っております。

放射性物質が万が一出てしまうということになりましたら、先ほど申し上げた一つの放射線量の基準を設けておりますので、それをモニタリングによって観測をして一定のエリアを決めて避難であるとか、少し時間がかかっても大丈夫なところは一時移転と呼ばれている1週間以内ぐらいで行動としては避難ということになりますけれども、していただくとか、そういったことを考えて、あるいは食物のスクリーニングをした上での摂取制限を行うというような仕組みが全体としてとられている。これが今回の指針の考え方の一番大きな点でございます。

まだ、これは基本的な枠組みとしては方針が出たわけですが、細かなところについてはさらに国としても詰めていかなければいけない点がございます。これに基づいて、各地域で具体的にどういう対応をとるのかということについては、地域防災

計画などでお決めにいただき、さらにその下の文書で手順などもつくっていただかなければなりませんので、一番最後の6ページ目にまだまだ今後やらなければいけないことということで、スケジュール的な表をつけさせていただいております。

現在、ちょうど24年度の終わりあたりのところに来ていますけれども、今後先ほど申し上げた安定ヨウ素剤の事前配付の手順についてでありますとか、あるいはモニタリングの実施の方法、こういったものにつきましては4月の末、あるいは5月の上旬ぐらいを目途に指針を改定して明らかにしていきたいというふうに今準備をしております。それ以外にも、例えば今回原子力発電所を中心に議論を重ねてきましたけれども、その他の原子力関係施設、特に核燃料サイクルの関係の施設等につきましてはまだ新しい指針ができておりませんので、そういったものの検討でありますとかいうことを引き続きやっていくというのが、国として行わなければならないこととなります。

その後ろに、もう一つ原子力災害対策指針の概要ということで、従来の原子力安全委員会が定めておりました防災指針と呼ばれていたものと、どういうところが変わってきているのかという比較をした資料をつけてございますが、これは時間の関係で御紹介細かにはいたしません、先ほど申し上げたポイントのところは3枚目、4枚目ぐらいのところから書いてございますので、またその他の点も御質問があれば後ほど聞いていただければと思います。

一番最後のページに、一番直近で手がけております私どもの事業でございますけれども、24年度の補正予算で、先ほど申し上げたような仕組みを動かすための現場の整備をきちんとなさなければいけないということで、施設の整備の関係、あるいはモニタリングを日頃からできるような体制の整備ということで、お金をかけて整備をしな

ければいけないものについて手当てをいたしました。

一つ大きなものが、絵が小さくてわかりにくいですが、例えば病院でありますとか、お年寄りがいらっしゃる介護施設でありますとかそういったところ、それから代替オフサイトセンターと呼ばれている地域の防災拠点になる建物について放射線防護対策を講じて、病院に入院しておられる方など動かすとむしろ健康リスクが高まってしまうような方は避難を急いでやるということではなくて、むしろそこにどまっていたいただいても、しばらくの間はそこでしのげるというような機能の施設にかえていただこうと。放射性物質が中に入らないようにする、それから遮へいをする、それから非常用の電源をつけさせていただいて施設が機能するようにするというような形のものを補正予算でも手当てをさせていただいて、全国で50カ所ぐらいの施設についてこういった事業を来年度にかけて行うことにしております。

それから、下の方にサーベイメーターの絵がついておりますけれども、これを住民の近いところの公共施設、公民館であるとか学校であるとかそういったところに置いておいていただいて、日頃は教材的に活用していただいて身の回りの放射線っていうのはどういうものなのかっていうのを日ごろから知っていただくというようなこともありますし、当然ですけれども校正を毎年のようにさせていただいて、いざというときには身の回りの放射線量を図れるような機械としても活用していただくというようなものとして、日頃からそこに配備をしていこう。全部でこちらの方が大体、関係の市町村に平均で70台ぐらいずつ配備ができるように、人口の多いところは三百何十台とかかなりの数になりますけれども、市町村ベースで平均70台ぐらいの数が配備できるような事業になっておりまして、最近こういうことをして、現場の対応体制も整備をしていこうということに取りかかっているところでございます。

雑駁でちょっと長くなりましたけれども、私からのご説明は以上です。

- 水津参事 ありがとうございます。後ほどまた、御指導いただくこともあろうかと思しますのでよろしくお願いたします。

そうしますと、これから県の方から地域防災計画、あるいは広域避難計画、緊急時のモニタリングの計画、それぞれ担当の方からご説明をさせていただきます。

最初に、地域防災計画についてご説明いたします。

- 山崎課長 原子力安全対策課長の山崎でございます。今日はよろしくお願いたします。地域防災計画につきましては、皆さん方お手元に資料 No.8 というのがございます。東京電力福島第一原発発電所事故を踏まえた島根県の対応についてということで、それをめくっていただきたいというふうに思っています。

冒頭に先般この計画につきましては、島根県防災会議、2月21日に開催いたしました、このときに地域防災計画原子力災害対策編の修正について御決定をいただいたところでございます。この計画につきましては、本県においては平成22年6月に修正を行っております。その後、一昨年3月に福島第一原発事故が起こったということもございまして、従来の原子力防災についての大きな問題、課題があったということから、国の方でも防災基本計画の改定であるとか、それから先ほどもありました原子力災害対策指針、こういったものを改定されまして防災対策を強化された。県としても、こうした計画を踏まえて地域防災計画を修正したところでございます。

お手元にはもう一冊、青い表紙、青い島根県地域防災計画原子力災害対策編の25年2月ということでお配りをしておると思っています。これが修正後の計画でございます

ので、またご覧いただきたいと思いますが、私の方からは先ほどの資料によって概要を説明させていただきます。

最初のページにつきましては、福島第一原発事故の経緯、経過であるとか、またその課題を掲げております。県といたしましても、一昨年8月に福島県で現地の状況調査なども行いました。そういった中では、さまざまな防災対策上の課題も浮き彫りになったということもございましたことから、県においては松江市、立地市、それから鳥取県、そして30キロ圏内のほかの5市とともに原子力防災連絡会議というものをいち早く立ち上げまして、できるところから防災対策の検討を進めてまいったところでございます。このペーパーの右側の方には国や事業者の見直し状況ということを記載しておりますので、これもご覧いただきたいと思います。

次のページをお開きいただきたいと思います。今回の地域防災計画の見直しのポイントということで説明をさせていただきますが、あわせて県で取り組んでいます対策についても説明をさせていただきます。

まず地域防災計画には、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域ということで、こういったものを設定するということになっております。御存じのように従来は原発から概ね10キロを範囲としておりましたが、今回PAZ、これを概ね5キロの区域として、そしてUPZ、これを概ね30キロの区域として設定をさせていただいたところでございます。具体的には地図も見ていただきたいと思いますが、PAZ、これは詳しくPAZの範囲をプロットしておりませんが、従来の鹿島町という地域、それから島根町、または生馬地区、または古江地区というところがその一部になるわけでございますし、UPZにつきましては松江市の、先ほど言いましたPAZを除く地域というところがUPZになるわけでございます。それに加えて出雲

市、それから安来市、雲南市、この一部がUPZの範囲ということでございます。したがって、松江市、出雲市、安来市、雲南市におきましても、地域防災計画の原子力災害対策編を策定するというところになってございます。

それから続きまして、モニタリング体制の強化という2番のところへ移っていただきたいと思っております。今回の修正計画におきましても、緊急時のモニタリング体制の強化について定めたところがございます。県といたしましては、ただいまモニタリングポストを整備中でございます。モニタリングポストの固定局を原発周辺の10キロ圏内、これ今まで11局ございましたけれどもこれを21局に、それから加えて出雲市、安来市、雲南市に1局ずつ3局の固定局を配置したところがございます。さらには持ち運びのできます可搬型モニタリングポスト、更新を含めて50基を整備したところがございます。いずれも4月から稼働できる体制になるというふうに考えておるところでございます。それから緊急時のモニタリングについては、後ほど原子力環境センターの原田センター長の方から説明をさせていただきます。

それから3番目でございますが、通信連絡体制の整備ということで下の方に書いてございます。今回、原子力災害対策重点区域の設定によりまして、松江市、出雲市、安来市、雲南市、そして鳥取県、米子市、境港市などの自治体との通信連絡体制の整備を今回強化するというところがございます。特に国や県、それから自治体間の専用回線の整備でありますとか、テレビ会議システム、さらには衛星携帯電話、こういったことも整備するというようにしておるわけでございます。

それから右側の方に4番、島根県広域避難計画の策定ということでございますが、今回修正いたしました地域防災計画の中でもあらかじめ避難計画を策定して、直ちに避難できる体制をつくっておこうとか、それから避難先についてはUPZ圏外とする

ということ、それから災害時要援護者の避難誘導とか移送体制、こういったものをつかり整備しておくということを規定したところでございます。

このことについては、具体的な対応とか手順を取り決めました原子力災害に備えた島根県広域避難計画というものを松江市、それから安来市、雲南市、出雲市、そして県内の市や町、または中国各県や市町村などの協力をいただきまして昨年の11月に策定したところでございます。お手元にその資料も配付しておりますのでご覧いただきたいと思いますが、詳細につきましては、避難対策室の若槻室長から説明させていただきます。

それから5番目として、原子力防災訓練の実施ということでございます。これについても原子力災害対策重点区域の設定によりまして、関係自治体と共同してこの訓練をやること。そして、自衛隊との連携も含めてより実践的な訓練を行うというようなことを地域防災計画には定めているところでございます。

平成24年度につきましては、先般1月26日に広域避難計画をもとに一般住民とか学校とか社会福祉施設、こういった実動の避難訓練、それから緊急時のモニタリング訓練、または緊急被ばく医療訓練とか様々な訓練を行ったところでございまして、自衛隊も参加していただきながら、または県警の避難誘導、または交通規制の訓練等もあわせて行ったところでございます。

一番右側のところに書いてございますが、今後の課題として上げているところでございます。今回地域防災計画を策定するのに当たっては、さまざまな実効性あるものとしていくためには課題が浮かび上がってきたところでございます。今後の課題として、県としても国に検討を要請している事項というところにも書いておりますけれども、先ほども一部説明がありましたが緊急時における避難とか屋内待避などの防護

対策、こういったものを判断するための判断基準とかその運用、こういうのをどういうふうにするのかということとか、それから避難所の運営、災害時の要援護者に対する対応、こういったことをどうするのかというところを要請をしているところでございます。

県といたしましても、避難先自治体とのさらなる連携を進めたいというふうに思っておりますし、また原発から非常に近いところに県の行政機関もあるということもございまして、こういった立ち退きの勧告であるとか指示を受けた場合における業務の継続、こういったものが困難となった場合の検討、こういったことも進めていかなければならないというふうに思っております。

今後こうした国や県の検討状況を踏まえまして、防災体制の見直しを引き続き行っていくということが必要だというふうに思っております。随時、本計画の修正も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは総括的な話をさせていただきましたので、あと、広域避難計画について若槻室長の方から説明をいたします。

○ 若槻室長 避難対策室長の若槻と申します。どうぞよろしくお願いたします。私からは避難計画についてご説明を申し上げます。資料が別に、またビワ色の冊子をお配りさせていただいております。お手元の方へお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

それでは、かいつまんだお話しになりますがよろしくお願いたします。まずは開いていただきますと1ページ目で策定の経緯ということを書いてございますけれども、先ほども課長が申しましたとおり、原子力防災連絡会議を2県6市でつくってや

るということになりましたが、福島原発の事故ということ踏まえまして、このときに避難先でありますとか避難ルートが最初は決まっていなかったということが課題であったということも聞いていたところございまして、まず、できるところからということで避難先をどう確保していくかということを始めたところでございます。

具体的には、島根県の30キロ圏には、約40万人ということでございます。具体的には県内だけではこの40万人を受け切ることが難しいということから、この時期から広島県、岡山県さんに御相談して受け入れについての協議を始めさせていただいたということでございました。

それで、さらに他の都道府県にお願いし、その中にある市町村さんに受け入れをお願いするという作業でございまして、手探りで始めたということでございます。具体的には広島県、岡山県さんとよく相談した上でよく詰めながら受け入れをお願いをする市町村さんに回って御説明を上がったというふうなことでございまして、昨年11月でございますが、受け入れていただく全市町村さんから御了解をいただいた上でこの計画をまとめたということでございます。

それで要点を何点かについて御説明しますが、次を開いていただきますと2ページ目でございます。まずここで言っているのが、避難先2ページ目、3ページ目のところでございますが、避難先をあらかじめ定めてあるということでございます。避難元の市の構成というのは2ページの方に書いてございますけれども、地区というのが一つが公民館であるといった単位で避難先を定めようということで地区名まで記載しているということでございます。

また3ページ目には各市、島根県でありますと松江、出雲、安来、雲南、4市ございますが、それぞれの行き先の市町村の総括的な表を書いております。概況を書いて

いるところをごさいますて、例えば松江市でありますと県内の11市町村に約9万人、岡山県の岡山市はじめ13市町に6万5千人、広島県には尾道、福山はじめ5万人の方の避難を受け入れるという概況を書いているところをごさいます。具体的にこの40万人の避難先を、県内外にあらかじめ確保するというようにしております。

具体的なお話は、巻末の方を開いていただきますと、こういった形でエクセルの表、表形式でつくっているところをごさいます。具体的に例えばどのページでもよろしいのですが、地区ごとにどういった避難ルートを通って行き先の市町村、それから避難経路所とっておりますけれども、こういった場所に向かっていただくということの詳細な計画をあらかじめつくっているところをごさいます。

したがって、各地区ごとの避難先がどこを目的地として避難するということを決めているところをごさいます。ここでは、避難所というのを書いてごさいませんが、まずは避難経路所を目指していただくということで、行った先の行き先のメルクマールといいましょうか、そこに向かっていただくというふうな構成で、この時点ではまとめているところをごさいます。個々の避難所については、引き続き各関係者と御協議をさせていただいています。基本的に避難所の確保はできていますけれども、公表については受け入れ側の御事情とかいろいろとありますので、全てを公表するには至っていないところをごさいます。確保はほぼできているところをごさいます。

その避難経路所について御説明いたしますと、本編に戻っていただいて恐縮ですが、11ページをご覧くださいと避難経路所の説明をしております。先ほど申しましたとおり、避難する住民にとって目的地をわかりやすくすること、それからまた受け入れ側の自治体さんにとりましては一度に避難所を20とか30一度に

開く必要がなく、避難者の様子を見ながら順次開くことができるという受け入れ側の負担の軽減ということも考えて、こういった島根県オリジナルでございますが独自のプランをつくったということでございます。

次に進めさせていただきます。それから次はまた戻っていただきますが、3ページの下あたりからでございますが、避難の指示の想定という項目がございます。この策定時点では、まだ指針が出てない段階で、避難の具体のことがまだ出てない段階でつくったもので、若干違うところもあるのですけれども、基本的には段階的避難を想定しておりまして、基本的には不要な被ばくを避けるということで、考え方としては放射性物質の放出前の避難を目指すというふうな考え方で全体の整理をさせていただいたということでございます。

それから、次に要援護者についてのお話をさせていただきたいと思っております。要援護者につきましては、12ページから記載をしているところでございます。金子課長から御説明ございましたとおり、避難準備などは一般住民より早く対応するというところはしているところでございます。また、避難に当たっては行政側からの避難手段を、例えば自衛隊さんなどの協力をいただいて確保するといったことを考えておりますし、また避難先につきましてはここに書いてございますが、例えば社会福祉施設から広域福祉避難所と、これも島根県オリジナルですけれども、ここに避難していただくということで、一般の住民とは別の避難所を確保するというところでございます。

広域福祉避難所につきましては、14ページの方に少し詳しく説明をさせていただいているところでございまして、災害時要援護者、社会福祉施設に入所されている方とか、在宅にいらっしゃる要援護者の方が避難する施設として、基本的に一般住民の避難先と同じところに、同じ市町村内に設定するという避難所をつくっております。

さらに介護などが必要な方ということでございますので、一般の避難所に比べまして、例えば冷暖房があるとか、会議室などの、体育館のような大きく広いスペースではなくって仕切られた部屋であるとか、多目的のトイレがあるとか、あるいはエレベーター、バリアフリーの構造があるといったところの選定を受け入れ先の方をお願いいたしまして、確保してきているというところでございます。

しかしながら、災害時要援護者に対して具体的な対応ってということについては、まだ少なからず課題がございます。例えば人的、あるいは物的な支援体制、十分確保できているのかどうか、輸送するときに例えばストレッチャーなどが十分確保できるのかどうかといったこともございますし、それから避難の際、避難される方の健康リスクということがありますので、輸送手段等の確保と、それとあわせて屋内待避をどういうふうにやっていったらいいのかといったところなど、オペレーションの上でもまだ考えていかなければならないと思っているところでございます。

それから10ページのところにスクリーニングについて書いてございますが、10ページの頭の(4)でございますけれども、計画の中でスクリーニングについては具体的なことを書き込んではいません。避難に当たっては非常に重要な課題の一つというふうに認識しているところでございますが、なかなか難しい課題だなというふうに思っているところでございます。

避難の受け入れの協議に当たって、あるいは関係の市町村さん、県さんといろいろと話をしてまいりましたけれども、受け入れ側にとっては例えば拡散防止、あるいは風評被害対策というふうなことでスクリーニングの対応について多くの意見をいただきました。要は、スクリーニングをきちんとして受け入れ側の不安を除去してほしいといったことをおっしゃるわけでございます。ただ一方ではおっしゃること、とて

もよくわかるわけなのですけれども、ただ一方では狭い意味での避難だけを考えればスクリーニングに時間がかかる。そうすると、渋滞が生じて避難時間が多くかかるといったことが課題だというふうに思っております。

したがってこの場でも、先ほども課題の中に一つ入れましたとおり、スクリーニングの基準でありますとか方法とかどのような形でやったらいいのかということ、適切に指針等でお示しいただきたいと思っております。それからまた受け入れの自治体とお話しする中では、受け入れる地域の住民の皆さんに対する放射線といったところの理解度ということも話題になります。受け入れの方でも、受け入れる住民の皆さんにもそれなりの説明も当然必要でございますし、これまでも例えば議会等でも御説明されているところと存じておりますが、平素からこの当地の原発の周辺地域はもとより、受け入れの方向のところの皆さんについても、こういった放射線等の知識普及っていうのが必要ではないかということも思っております。

避難計画についてこれまで説明しましたけれども、公民館単位で避難先を、あるいは避難ルートを明示した避難計画はつくったところでございますが、これも今後また避難を具体的に進める方法、あるいは支援体制といったこと、あるいはスクリーニングといった具体的な課題というのは数多く残されているというふうに認識しております。今後引き続き県としてもしっかり取り組んでまいりますけれども、こういった機会をいただきましていろんなご指導などいただければなというふうに思っております。以上でございます。

○ 水津参事 続きまして、原子力環境センター、原田センター長からモニタリング計

画にかかる初期対応について概要をご説明いたします。お手元の資料で、島根県緊急時環境放射線モニタリング計画にかかる初期対応概要という資料がございます。それで説明いたします。1枚紙とあと、カラーのA3の地図1枚とあわせてご説明したいと思っております。

- 原田原子力環境センター長 背景につきましては繰り返しになりますが、福島第一原子力発電所の事故の影響、こういったことを踏まえて国においても県においても、緊急時におきます環境放射線測定の体制を充実強化しているところです。国におかれましても組織の改編、それからモニタリング体制の整備等進めておられますとともに、もろもろの指針類、そういったものの改定を進めておられるところでございます。

県におきましても、国の補正予算、そういったものなどを活用しまして、今年度、繰り返しになりますが、固定局、モニタリングポスト13局、それから可搬型モニタリングポスト50基整備しているところです。そういった機器の整備、それからまた繰り返しになりますがモニタリング範囲の拡大、そういったことを踏まえて緊急時、県としましてモニタリング計画というのを策定することが必要となっております。

今回の初期対応の位置づけでございますけれども、国におかれましても緊急時モニタリングのあり方について検討チームで、今検討しているところでございます。そういったところの中で、まずもって初期モニタリング、現状でいきますと第1段階モニタリングですが、そこに至るところまでの初期モニタリングのところから、まず検討をしておられるところであります。そういった状況の中で、県の計画もまずこの

初期モニタリングの対応、いかにするかというところから行う必要があるということで、現在空間放射線量の測定に関して測定局を整備しております。そういった固定局、可搬型ポスト、そういった整備が今年度一区切りで終わります。そういった整備が完了したところの3月末現在でどういう体制、対応をしていくかということを規定しております。適応の期間としましては、まだ国の指針とかそういった計画とかの類とかはまだ改定整備中の部分もございますので、そういったことが整備されるまでというところで、適応する範囲としましては原子力発電所異常事象発生というところから国の支援体制が整うところ、初期モニタリング、おおむね二、三日ぐらいという想定で考えております。そういったところについての規定をしております。

それから、活動内容につきましては大きく3点ほど新たに見直しをしております。1点目につきましては、モニタリング範囲ということで、これはUPZの範囲、新たな概念が導入されたということで、そういうことを踏まえまして発電所からの距離を、今まではEPZとして概ね10キロ圏付近ということで考えておりましたけども、概ね30キロ付近というところへ範囲を拡大しております。必要に応じまして30キロ圏以遠にも拡大するというようなこととなります。

それから2つ目につきましては人員体制ということで、これも範囲が広がったということに伴って招集範囲を広げるということでございます。ただ、10キロ以遠に範囲を広げたことに伴って活動の実効性、迅速性を確保するため、今、松江市西浜佐陀にモニタリングセンターがあるのですけども、そこの本部というところを基点とした活動と、それから各市の支所とか本所、そういったところを活用して基点とする各地域班というようなモニタリング活動、大きく分けて2つに分けております。10キロ以遠のところにつきましては、県の要員、市の要員が一体となって各地域班を編成、

構成して活動するという事で、モニタリングセンター本部へ召集することなく、モニタリングセンターの本部の指揮、命令下というところでのモニタリング活動をするということとしております。

それから3つ目としまして、モニタリングの測定の対象とか手法、これにつきましても範囲拡大、それからモニタリングポスト追加整備、こういうことを踏まえての新たな部分になります。10キロ圏内につきましては繰り返しになりますけども、現状11局あるところに今年度10局追加になります。A3のカラー版の地図をご覧くださいと、発電所が丸の真ん中にあります。それから同心円上に円が広がっていきまして、それをケーキを切るみたいに16方位でメッシュを区切っています。それで既存のポストが11基、色でいきますと濃い目の赤色で発電所周辺付近の5キロから10キロあたりに11基あるわけですけども、そこに青い色で追加、新設固定ポストというのが13基あるわけですけど、そのうちの10局が10キロ圏内に新たに追加ということで概ね16方位メッシュを全部10キロ圏内に最低1基ずつ埋めるような形で配備することとしています。それからそういったところの中で、モニタリングセンターの本部の機動モニタリング班による走行サーベイの活動も行うということとしております。それから10キロから30キロ圏内につきましては繰り返しになりますけども、青色のマークで出雲、安来、雲南と3地点追加しております。

それからA4の資料の裏面になりますけれども、各地域班によります可搬型モニタリングポストの初動配置ということでもあります。50基整備しておるわけですけども、30キロ圏内の16方位のセクターごとに固定局を含めると概ね2基ずつ配備する形になっています。お手元のA3の地図でいきますと、オレンジ色の新設可搬ポストという丸が書いてございます。これが29ございます。ただ29のうち、現在5カ

所で可搬型ポストで暫定配備で連続測定しておるところがあります。そういったところも引き続き常時設置で測定をすることとしていますので、その分5を引いて24基初動で配備するということとします。あらかじめこういった形でマップをつくってございますけども、測定地点を選定しておいて、今のところ近くの市の本所、支所、そういったところに分散配備する予定であります。

それから原子力防災訓練でも活動しているのですが、各地域班によります走行サーベイ、そういった活動も行います。あらかじめ色で分けてございます。13ルート選定しております。おおむね本所、支所単位のルートで選定しております。原災法15条段階でルート確認も含めて、まず全てのルートで1回走行サーベイすると。それから2回目以降につきましては、OILの運用になりますが放射性物質放出段階で放出された方向、線量率が上昇しているエリアを重点的に実施するという事で考えています。

今後もろもろの見直し、まだまだ進めていくこととなります。防災訓練で抽出した課題、要員の研修とかそういったこととかもございまして。こういったルートのこともあります。それから国の指針類、そういった改定動向とか踏まえて、現状県には緊急時環境放射線モニタリングマニュアルというのがあるのですが、そういったもの見直しを含めて、あわせて計画をこれからまたつくっていくというようなことを考えております。雑駁でしたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○ 水津参事 県の方から説明がございましたけども、私どもの方から説明した内容について先生方、あるいは国の方、ご不明な点があればお受けしたいと思いますけれど、よろしゅうございますか。

そうしますと、またこれから会議の中でご不明な点があればお尋ねをいただきたいというふうに思います。

これからテーマを2つに分けて先生方にご助言をいただきたいというふうに思います。一つは先ほどご説明をいたしました緊急時のモニタリング体制の話。もう1点は、広域避難の計画に関してでございます。

最初に、緊急時のモニタリングに関してご助言をいただきたいというふうに思っております。先ほどご説明をいたしましたように、県の方で初期のモニタリングについて見直しを行ったところでございます。ただ一方で、国の方で原子力の災害対策指針でありますとか、あるいは放射線のモニタリング指針、こういったことについては現在検討を進められているということでございますけれども、県の方としては緊急時のモニタリングの体制の充実を図っていかなければならないというふうに考えておりました、これからいろいろなことを検討していかなければならない、こういう状況にあるというふうに認識をいたしております。

3点ほどお尋ねしたいということがございまして、最初に緊急時のモニタリング体制の整備についてでございます。3月17日に国の方の検討チームの会合が開かれまして、原子力災害対策指針に向けて盛り込むポイントというような議論があったというふうにお聞きいたしております。ポイントの中で国とか地方公共団体、原子力事業者の役割とか、あるいは緊急時モニタリングセンターの体制ということが示されたわけでございますけれども、いろいろ今後具体的に決まっていくことが多いのではないかとこのように思っております。

そここでご助言をいただきたいことでございますけれども、一つは緊急時のモニタリングセンターの体制でございますけれども、国の方がセンター長を務めるという体制にな

っていますけども、発災当初については立地の同県が代行というふうになってございます。立地道県の代行から国の方への体制の移管がなされるわけでございますけども、国の関与とか、あるいは支援が具体的にどうなるのか、こういったことについてご助言なりをお願いしたいと。具体的には国の支援がどこまで期待できるのかというようなことで、国が今お考えになっている司令塔の機能とはどういったものか、それから国が乗り出すタイミングはどういうタイミングなのか。

それから人的支援とか、あるいは物的支援の体制、規模の考え方をどういうふうにお考えなのか。

また、今後のことになりますけども、国の方が平常時モニタリングに関与することがあるのか、ないのか、こういったことについてご助言なり、ご指導をお願いしたい。これが1点目でございます。

それから2点目は県の方の体制の話になりますけども、先ほどセンター長の方から話がありましたように、訓練をしたときに要員の研修というようなものが課題となっていると認識をいたしております。そうした関係で県の方の班の編成やグループ構成、あるいはモニタリング要員の研修の手法、こういったことについても御助言なり御指導をお願いしたいと、これが2点目でございます。

最初この点につきまして、先生方、あるいは国の方からご発言をお願いしたいと思います。

片桐先生、お願いしてよろしいでしょうか。

○ 片桐顧問 検討チームのメンバーにもなっておりますので、国がどうお考えかというところはまた詳しく国の方にお聞きしなくてはいけないのですが、私がチームの

議論の中で申し上げてきたことと最終的にそれが収れんされてきている状況等を踏まえて、どうあったらいいのか、今のご質問についての現状の整理はどうかというところをお話させていただきますと、少なくとも検討チームの議論では一つの計画のもとに目標、目的を共有して国、地方公共団体、電力は支援の体制も組んでいますし、我々のような指定公共機関もそれぞれが独立したような考え方ではまずいということで、一体となってモニタリングを進めると。それが、まさしく今回の検討の柱であるというふうに理解しています。

それに関して、最終的にはそこで得られた情報をもとに防護対策を決めるということになってまいりますので、一元的に判断をするという国にきちんとした情報提供ができなくてはいけないということを考えれば、やはり国が組織を全体として掌握して全体をリードしていくというのは当然の考え方かなというふうに思います。

ただ物理的に島根県の場合は、移動にも時間がかかるということをあわせて考えなくてはならないというふうに思いますので、当然そういうことを念頭に、今、ご説明いただいたような計画が含まれているというふうに思います。あと、そもそも地方公共団体が持っているポテンシャルを最大限にやっぱり使う、使うっていったら怒られますけど、生かさない、実態としては動かないというふうにも思っておりますので、今までのポテンシャルを生かすためには環境モニタリングセンターが主体となって、それをベースとして、そこに国が遅れた時間帯に入って、今の状況をきちんとレクを受けながら今後に向かってどういう対応をするかということについて、今度は当然県も国も、後はどういう方が専門家として入るのかはまだ決まってないところもありますけど、ブレーンとしてやはり必要なアドバイスをもらいながら前に議論が進んでいくというような責任体制をつくるのが一番重要だというふうに思います。

当然、福島事故のときの対応を考えた場合に、私自身も12日に現地に赴いたわけですが、移動手段はオフサイトセンターに入る要員、今回の場合は緊急時モニタリングセンターがどこに設置されるかも含めてですけれども、国の関係者は移動手段、防衛省のヘリ等、もしかすると飛行機なのかもしれませんが、移動手段を持って現地へ入ることになるかと思っておりますので、当然現地で基本的な指揮をとるということであればセンター長になる方も早いタイミングで入ると。恐らくオフサイトセンターに副大臣が入るタイミングだとすると、数時間の範囲で現地に入るような形になるのではないかなというふうに思われます。そこは実際に対応体制としてどう組まれて、どのくらいのタイミングに入るかというのについて、時間的には私は申し上げることはできませんけど、今の整備の中ではそんなふうな考え方だというふうに理解しております。

私があともう一つ重要だろうと思っておりますのは、これは御質問にはなかったのですが、データの集約が、現場で県がやられていたことを、あと国が入って司令塔機能として少しおくれて入ってきたときに、そこできちんと一つの共有環境がなくてはいけませんし、そのタイミングの情報っていうのは中央にも同じレベルで上がっているべきだというふうに、これも検討チームの会議の場でもお話しをさせていただいたのですが、そういうことがまず最低限なくとはいけないだろうと思っておりますので、体制が移行するというときに、どの人がどこに入るのかっていうより、今までやっている活動が一つに収められていくということで、データももちろん共有されていくということがあわせてなされないと、例えば環境センターの方で今、可搬型モニタリングポストの情報も含めて一元的に集約されようと、恐らくそうなっていると思うのですが、その情報が、どこにできるかまだ決められていませんけれども、緊急時モニタリン

グセンターの方では、実は間接的にしかとれないということであると、ちょっとまづいなというふうに思いますので、その物理的な対応環境は考えておかななくてはいけないだろうと思います。

あと、人的な支援とか物資の資機材の規模の考え方については、現時点では何人になるとか何台であるとかというそういう数字を御説明することはできないかなというふうに思います。ただ最初に申し上げましたように、関係する者、連携をとらなくちゃいけないというふうに思っている人たちが一つの計画で、どのタイミングで現地に入れるのかということもあわせて考えていくわけですから、国が司令塔機能として現地に入ったときにはそのタイミングでのパワーがどのくらいなのかということ把握した上で必要なエリアに必要なマンパワーを投入すると。それもプランニングの一つですので、余り今の段階では数字的な情報というのはお示しすることはできません。

もう一つ重要なのは、誰がそういうことに当たるのかということと全く面識もないままその場で、ごあいさつから始まるということでは、これは緊急時モニタリングにならないというふうに思いますので、訓練の話がございましたけど、やはり訓練でも実態としてどのくらいのタイミングで現地に入れるのかということを確認しなければいけないかもしれませんし、誰がこの部分の仕事を担うのかというところを少なくとも関係者が理解し合う、共通の認識に立てるということを実動の流れの中でも確認していくということが非常に大事なかなというふうに思いますので、それには結構プラスの労力がかかることになるのですが、それであってもやはりやるべきことかなというふうに思います。

資機材に関しては個人的な意見ですけど、私はものすごい予算が県に投入されて今

現在整備環境にあるということ、それを否定するつもりはないのですが、もう少し合理的な考え方をするとしたらある程度の集中的な管理、あとそれらをどうしても維持しなくてはならないということを考えれば、例えばブロックに分けてタイミングよく投入できるような手を将来にわたって考えていくってというようなこともあってもおかしくないのかなというように思います。

いずれにしても、今現在どういうふうな状況にあるかっていうことは、国の方でも調べられているというふうに聞いておりますので、どのタイミングでどういうふうな規模の機材がそろそろ可能性がある、そろそろだろうということについては数値的な情報は恐らく国の方からもお示しされるのだらうと思います。

もう一つ平常時の話については、これも議論がなされていけませんので私個人の意見ですけれど、モニタリング活動自体が平常時から緊急時のシームレスな移行等を考えれば、基本的に我が国として環境モニタリングというのは、どういう考え方で動いているのかということ、きちんとして関係者が理解して整理されておかななくてはならないのだらうと思います。そういう意味では平常時のモニタリングというそもそもの考え方は施設からの放射性物質の放出の影響がどう環境に及ぶのかということで、災害の防止を含めて、人口密集地も含めてモニタリング計画が組まれている。したがって、せいぜい数キロの範囲の影響を勘案して、あと住民の安心のためにモニタリング計画に含まれているというふうに理解していますので、緊急時モニタリング等の考え方は本当は違う部分があるかと思うのですが、トータルで関係者が同じ理解に立てることが大事だらうと思いますので、そこに国が強く指導をするのが望ましいかどうかということよりは関係者が共通に認識し合えるような環境をつくるという意味では、余りこのためのということで分けない形で議論し合える方が望ましいんだらう

と思います。

それとここは時限が違いますけど、国際間でのいろいろな協力の場が最近ありますけども、我が国がどういうふうな考え方で対応しているのかということをやなかなかきちんとした形で示せていないという現実でありまして、そういうことも考えると平常時の考え方も含めて、いわゆる環境モニタリングとしてこういう考え方でしているのを示すことができる方が望ましいのだろうというふうには思っております。

あと、要員の研修に関しては、どの場がどういうふうに使われるかということはこの場ではお伝えすることはできませんけども、大事なのは、やはりこれらの御説明は初期段階の話でしたけど、福島の対応を考えますと今現在もモニタリング活動をやっているわけで、2年にわたってやることを前提とすることではないんですが、少なくとも長期に対応しなくてはいけないと。個人の対応についてはやはり物理的にも限界がありますから、ちゃんと交代体制も含めて考えるということが大前提であって、そのためには持っていただく知識、持っていただく能力、技能っていうものを最初から整理をした上でこういう範囲でやっていただく方、もしくは意思決定なり、企画調整をやる方とやはり役割に応じて編集のプログラムのようなものを考えていかななくてはならないのだろうと思いますし、これはやはり国できちんとしたそういう場を設けていただく、それにある種強制的に自治体からも参加いただくということが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

話がいろいろと飛んでしまいましたけど、感じているところを申し上げました。

○水津参事 ありがとうございます。

溝口知事が参りましたので、ここでごあいさつを申し上げます。

○ 溝口知事 今日、皆さんお忙しい中参加いただきまして誠にありがとうございます。

午後、松江市の方々に対する説明の会として安全対策協議会がございませう。その前に顧問の皆さんから私どもが御意見等をお聞きしたいということで、原子力の安全基準、安全対策と今ここで行われている防災の2つの分野で顧問の先生方分かれていただきまして、専門的なご意見を頂戴しています。私は先ほど安全対策、安全基準のところでおまして今ここに参りました。既にいろいろな議論や御意見をいただいていると思いますが、やはり防災安全対策について私どもが感じますのは、国の中でいろんな機関が関与するわけだ。特に要援護者の場合だと、厚労省が大きな役割を果たす。病院の確保でありますとか、介護施設の確保でありますとか、あるいはそういう方の場合にはやはり自衛隊の出動というようなことが必要になってまいりますが、そういう分野の対応がいろいろ私ども言っておりますけれども、なかなか十分進んでないというふうに思っています。これからもそういうことをお願いしたいと思っておりますし、それからモニタリングでありますとかスクリーニングでありますとか、あるいは安定ヨウ素剤でありますとかそういうことも全国共通の課題でございますので、国においてしっかり対応をお願いしたいというふうに思っておりますし、それから万が一のことでありますから代替的なオフサイトセンターの整備っていうことが非常に大事だろうと思っておりますが、これお金もかかりますしそこら辺は国にも要請をしておりますけれども、そういうことをやはりしっかりやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

とりあえず感想のようなことでございますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ます。

○ 水津参事 それでは、引き続きご助言をいただきたいというふうに思います。先ほどモニタリングの関係で片桐先生の方からコメントをいただきましたけども、国の方の金子課長さん、何かコメントがあればお願いします。

○ 金子課長 ほとんどのポイントについて片桐顧問の方からお話がありましたので、少し私が最初に申し上げた段階的に対応を講じていくこととの関係でのモニタリングの体制の立ち上がり、あるいは国としての動きってことだけ補足をさせていただきたいと思います。

施設敷地緊急事態というのを2段階目というふうに申し上げました。この時点から基本的には体制をつくり始めるという段階に入るというふうに、我々想定をしております。したがって、国の職員も万が一の事故が起きるかもしれない状況ではありますけれども、その段階で各地に要員を派遣する。その中に当然モニタリングセンターに対する支援要員であり、それから先ほど司令塔機能という、中身は何だろうかという話もありましたけれども、モニタリング実施計画をつくるための要員でありというのが含まれて派遣をされることが当然想定をされるわけでございます。もちろん輸送手段の制約によって、何人本当に乗せられるのかというようなことはその場になってみないとわからないことはございますけれども、その段階で地域の支援体制を発動させるというような段階になります。

したがって、原災法15条の緊急事態になるような状況、事態の進展の速度にもよりますけれども、においてはきちんと現地の体制も国の支援者がきちんと入ってでき

ているような段階にしていかなければいけないというのが基本的な想定になっております。したがって、その時点で国、それから県一体となって仕事ができる体制を少なくとも最低限スタートさせられるような段階に持っていくというのが基本的な設計だと思っております。その際に当然ですけれども、人だけではなくて必要な資機材等もオフサイトセンター等に置いてあるものもございますし、先ほど片桐顧問からもありましたけれども、指定公共機関のような支援をしていただけたところからも一緒に参画をしていただく必要がありますので、そういったこともあわせてやっていくということで考えております。

○ 水津参事 ありがとうございます。

モニタリングの関係についてはまだまだご指導いただきたいこともありますけども、時間の関係もございますので、次のテーマで広域避難計画について御助言なりをいただきたいというふうに思います。

先ほど知事の方からもあいさつの中で話がありましたように、広域避難の中で災害時の要援護者の避難をどうするかといったことが大きな課題となっているといふふうに認識をいたしております。

その関係で在宅の要援護者とか、あるいは社会福祉施設の入所者への配慮というようなことでいろんなご指導をいただきたいと思います。ご指導いただく項目については、事前にお知らせしたこともあろうかと思えます。私の方から説明することはちょっと省かせていただきまして、災害時の要援護者の配慮について齊藤先生の方からコメントいただければというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

○ 齊藤顧問 島根県の広域避難計画を、災害時要援護者だけの話ではなくて、全体的に読ませていただきましたが、基本的な構想がよく練られているというふうに思います。

それで今回冒頭に国の方からの紹介もありましたけども、大きな枠組みを変えたということがありますが、その枠組みっていうのはやはり住民の方々を一番放射線被ばくから防護するためには避難が一番という形で、避難計画として地域を特定してその地域の方がコミュニティーを保ったまま、ある地域に固まって逃げるということ、事前計画として基本をしっかりとつくられている。あと、今後その避難ルートについても決めていくことによって非常に実効的な避難がなされると、そういう全体の枠組みをしっかりとつくられているというのがグッドプラクティス、いわゆる実例として、他の地域防災計画を組み立てていく地方の方々にとっても非常にいい前例になるのではないかというふうに考えます。

その中でやはり今回の枠組みの中でも、できるだけ被ばくをしないように原子炉等の状態に基づいて、実際の放射性物質の放出前に逃がすという計画の中で、どうしても要援護者の方々については普通の避難の計画以上に前もってやらなければいけないということがありまして、その中で大事なのは今回いろいろ要援護者の方の対策をとられているのですが、結局は一つ一つの対策先の、例えば病院であるとかそういう施設であるとかいう場所での詳細な計画ということに落とし込まなければいけないということになってしまうと思います。したがって、その施設の中にいらっしゃるの方々によって状況っていうのは違います。先ほど国の方からも福島の実例としての重篤な方の例が示されましたけども、そのリスクというものを考え本当に動かしやすいものかどうか、そのまま滞在して対応した方がいいかどうかということをよく

見極めた計画というのを事前に立てておく。ここの見極めが非常に大事だというふうに思います。その対策をとるときにやはりそれをどういうふうに動かそうかというときには、先ほど原子炉等の状態に基づいて情報が来るということを申しあげましたけれども、その情報を自分たちの行動と結びつけて計画を立てておくというのが非常に大事だと思います。

それともう一つは、今、要援護者の方の避難のコメントを求められたわけですが、あわせて先ほどのモニタリングの関係から申し上げますと、冒頭の枠組みでも紹介がありましたように基本的には放射性物質が放出前に逃がすという枠組みになっているので、その枠組みの中でやはり要援護者の方々は先に避難していただくという対応があるのですが、放出後においては、今後は測定可能な放射線のモニタリングによってその結果で判断して地域を特定して逃げていただこうと、こういう計画になっているわけです。

したがって、今度は放射線のモニタリングの目的にも結びつくわけですが、いわゆる先ほど当てはめ案もつくられているというふうに、非常にいい計画があったというふうに申しあげましたけれども、そのエリアの方々の特定をするというモニタリング計画というもの、それでその数値が例えば数時間内に特定を定めなければいけないO I L 1であれば、どういうふうな体制で判断していき、その地域を特定してしまうか。既に逃がすエリアっていうのは決められているわけですので、そのエリアの特定というために判断するモニタリングの場所とそこにいらっしゃる要援護者の方々の計画というものをどのように組み立てるかというのが非常に難しいことになってくるかと思います。

ですから、まず今大事なのは、モニタリングの計画というものをエリアの特定と直

接結びつけた形で準備されるというのが大事かというふうに思います。今、基本的には5キロ以内のところについては、先ほど申し上げましたような形で既に避難計画が非常に練られておりますし、詳細な各施設におけるマニュアルっていうのを組み立てていくことによって、状況判断が的確にできていくというふうに思いますとともに、それ以遠のところにおける今度は放出後のモニタリングの結果に伴う対策をどのように各施設の対応として組み立てていくかと言うように、対策に合わせたモニタリング計画を立てるのが重要です。この点、まだこれからの検討というのが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

○ 水津参事 ありがとうございます。

緊急時のモニタリングの関係、あるいは広域避難の関係、まだまだお尋ねしたいことがあります。時間も限られておりますので、きょうは顧問の先生方、5名の方に御出席をいただいておりますので、モニタリングの関係、広域避難の関係、これに限らず原子力防災体制の充実につきまして、先生方の方からコメントいただければというふうに考えております。

長岡先生、総括的に何か。

○ 長岡顧問 国はもちろん支援してくれるでしょうし、国と連携するのは当然なのですけれども、例えば地震なんか起きた後ですと国が十分な専門家を送り込むのにも時間がかかる。例えばこの前の東日本のときは茨城県では5キロ進むのに6時間かかったという話もありますので、そういうことを考えるとやはり県自身が専門家を育成しなければいけない。専門家というのはいろいろなレベルがありまして、サーベイメー

ター持って測る人と、それからそういうデータを理解して評価する、そういう人が必要だと思うのです。最終的にはプラントのことがわかっていて、気象のことがわかっていて、放射線のことがわかっていて、それをまとめているいろいろな判断をするレベルの人を何人か持っておかないと国でいろいろな議論をしても県にちゃんと伝わらない。国の議論の内容が情報として風通しよく入ってこない。そういうことになってしまうと思うのです。

ですから時間もいろいろなこともかかるのですけれども、こういう専門家を育成するというのは非常に大事なことになってくると思います。できない間はとにかくこういった我々顧問もいるのですけれども、とにかくいろんなところに手を打って何とか島根県のために頭を使うような人間を集めておいて、あらかじめ中電や市町村などとおつき合いをして特性を踏まえた検討ができるような、そういった仕組みっていうのがやはり必要ではないかというふうに思います。

それからもう1点、モニタリングの具体的なところなのですが、先ほど自動車の走行サーベイの話も出ましたけれども、現在文科省と原子力機構でやっている事業で汚染マップの作成がありますが、あそこで大きな力を発揮しているのは KURAMA という京都大学の原子炉実験所で開発した自動車サーベイシステムなのです。これはいろいろな市町村でも、今実際に使って、市町村の人たちがデータを収集できるような状態になっています。これは簡単に申しますとサーベイメーターとGPSを組み合わせでデータを携帯電話の回線で送信する機能がついているのです。それを全部一つのサーバーに集めて、そのままどんどんどんマップとしてつくっていったら、そういうのがあるのです。そんなに値段が高いものではありませんので、こういうシステムを使ってやらないと、走行サーベイって回っただけだとルートの周辺し

かわかりません。それも時間、時間でどんどん変わってしまうので、こういうサーベ
イシステムを幾つか用意しておいて、とにかく毎日、毎日走り回ってデータを蓄積す
るといことができるような体制と。KURAMA は、僕はなかなかいいシステムだな
と思いますので、一応情報までにとということ。以上です。

○ 水津参事 伴先生、お願いします。

○ 伴顧問 私は必ずしも防災の専門家ではないので、もしかしたら既に検討されてい
たり、あるいは的外れなこともあるかもしれませんが、国の役割、それから県の役割
というところが果たしてどのように、今規定されているのかなというのは少し気にな
ります。

というのは1999年でしたか、JCOの事故の後にその教訓を受けてやはりこう
いうときには国が先頭に立つのだという話になってきて、ところが今回の福島
の事故で必ずしもそうまくはいかないと、逆に情報が入りにくかったという
ようなこともあってそれで見直されていると思うのですが、何となく自治
体がやはり主導権をとってそこに国が協力するんだという印象を受けて
いるのですけれども、そのところのやはり役割分担といいますか、それを
ある程度明確にしておかないと何かどっちつかずになってしまうのでは
ないかと。ですからモニタリングに関しても当然地域の事情は地域の方
がわかっているとは思いますが、やはり地域だけでいろんな人や資材を
回せないときに、じゃ国からどれだけ期待できるのか、それは国の関係
者でなければ恐らくわからないわけですね。それを何か妙な譲り合いに
なってしまうと、肝心なときに肝心なものが動かないという、そういう懸
念があります。

それから避難等を含めた防災計画なのですけれども、非常にいろいろ難しいことがあるなということを改めて認識させられましたが、難しい中でまず大きなデザインを決めて、その中で重要なところからカバーしていこうというのは当然の流れなのですけれども、やはりそういう形である程度ブレイクダウンして、そこにフォーカスしてやっていくと下手をすると防災計画の策定そのものが目的化してしまうのではないかという、やはりそういう懸念を感じます。ですからある程度大きなそれぞれのところできたところで、やはりもう一回原点に戻って本当にこれでいいのか、本当にこれで動くのかという見方をしていかないと、もしかすると絵にかいた餅になってしまうかもしれないなと思いました。

例えば要援護者をどうするかですけれども、要援護者を屋内退避させるのか避難させるのかというのは、これはかなり違う話です。屋内退避でできるところまで行って、あるところで避難に切りかえましょうということを言うのは簡単ですけれども、動かさないということを前提にしていたのを急に動かすというのは天と地ほどの差があると思います。そのタイミングを間違えれば余計被ばくさせてしまうようなこともありますので、それは恐らくそんな簡単なことではないだろうと思いますし、通常、要援護者といえば病院や介護施設ということを考えますけれども、特に高齢の方を考えますが、若い方でも本当に体を動かすことのできないそういう疾患を持って寝たきりの方もおられます。在宅の方もおられます。場合によっては、一人でそれで暮らしている方もおられるのではないかと思います。そういう人のフォローは誰がするのかというところまで考えると、もちろんそれは御存じだとは思いますが、非常に悩ましい問題なので大きなところからだんだんやはり細かいところに入っていかなければいけないのですけれども、本当にこれでいいのか、これでできるのかという自問

自答というか、それは常にしていかなければいけないのではないかと思います。非常に抽象的なコメントですけども。

○ 水津参事 ありがとうございます。

渡部先生、お願いします。

○ 渡部顧問 今回の議論の中でも、要援護者の援護をどういうふうにしたらいいのかというのが一つの大きなテーマになっているかと思います。返す返すも福島のとときの相馬の病院ですか、あそこから入院患者を避難させたために避難先でもってかなりの方々が亡くなられたという痛ましいことがございますと、本当にこのことはよく考えなくてはならない問題だと思っています。そういう意味では、例えば毎時500マイクロシーベルトでもって避難ということのそれ自体やはりよく考えなくてはいけないことだと思っています。

また、なぜそんなことが起こったのかとまた思い返してみますと、この計画である例えば震度6でもってEAL1の段階というようなことで現実の災害というのはどうもそれではすまない。つまり今回の福島で何がうまくいかなかったのかというのは、もう言わずもがなですけど、地震、そしてそれに伴う津波、そして原子力災害というもう複合的な大々的な災害が重なったということがございます。そういったことにも、災害というのは本来そういうものだっていうことをよく心して、それに対してもやはり対応していかななくてはならないのかなというふうを感じる次第です。

そういう意味では一律に、要するに数値、それでもって避難というだけではなくて、さらに被ばくとベネフィットの関係というもの、あるいはやはり要援護者はベネフィ

ットを考えれば毎時500マイクロシーベルトには限らない何か基準みたいのが想定されましようし、そういうリスクとベネフィットをよく考えた対策っていうものを練っていかなければいけないかなと思います。

あと、今、申しましたようにやはり事態というのは放射線災害っていうのは、原子力災害は恐らく複合的な災害の結果できることでしょうし、先ほど来、顧問の先生方がおっしゃられたように、今回の福島のときでも対応が後手後手に回ってしまったというようなことがございます。そういう意味ではやはりまず島根県さんが、何ていましょうか、第一義的にモニタリングなり、それからサーベイですね、そういったものに当たっていかねばならないんじゃないか、そのための要員の養成っていうのは日常からやっておくべきだと思いますし、複合災害ですから消防も警察もいろいろな意味でもって放射線の防護だけでない業務にも携わらなくちゃいけない、要するに人員の確保というのは常々やはり日ごろから考えられて、そしてやはり県の職員の方々、あるいは市町村の方々が例えばスクリーニング、表面汚染であるとかそういったことができるぐらいのやはり訓練っていうのはやっておかなくてはいけないし、そしてそのための費用というのはそんなにかからないかなと思うのですけれども、やはり備えられておいた方がよろしいかと思います。とにかく、複合的な災害への対応に心をいたしていただければと思う次第です。

○ 水津参事 ありがとうございます。

知事の方から。

○ 溝口知事 時間も大体参りましたので終了いたしますが、今のお話をお聞きしながら

ら私どもの感想のようなことを申し上げます。

国の果たす役割はいろいろあると思いますが、現段階では要員の確保でありますとか、あるいは訓練でありますとか、研修でありますとか、あるいは代替的なオフサイトセンターの整備でありますとか、そういうものはやはり国がきちっと予算措置をしてやらないと地元が負担すべきものではありませんので、そこら辺は何が必要かというのを国にはいつも申し上げて、いろいろな対応もとってきておりますけれども、避難計画、万が一の対策についてももう少し配慮をされる方が地方自治体としてはやりやすくなるということでもあります。

それからもう一つは先ほどございましたが、実際の避難をする際に屋内退避なのか、あるいは避難させるのか、そこら辺は専門的な考え方が必要なわけでありまして、そういうものについては一定の考え方のようなものを国において整理されるということが大事だろうと思います。これは各地域に限らず共通のこととございましょうし、そこら辺は福島状況などもよくチェックをされてどういうことがいいのか、いろいろお聞きはしておりますけれども、もう少し自治体としてはこういうことをやってくださいと。そういう基準ができたときに、判断する人を養成するっていうのは先ほど齊藤顧問、長岡顧問も言っておられましたが、それは我々やっていかなければいけないし、それからひとり暮らしのような方がおられる、そういう方は普通の場合は、島根県ですと大体、自治会組織が一つの防災組織になっておりまして、水害でありますとか、あるいは他の地震でありますとか誰がどの家の方を援護するというようなことは各市町村でやっております。だから、その枠組みができれば可能だろうと思います。

ただ要援護者が、多くの方が移動するというようなことになると、福島の場合

ですとやはり自衛隊の出動ということが、車両や人員が必要でございますので、そういう意味では国が自衛隊の出動のようなものをどういう枠組みで、どこに話したらどういうふうにして動いていくかっていう枠組みを、やはり国においてつくっていただきたい。島根ですと原発があるところは日本海側にありまして、陸路で難しいような場合には、やはり船を使うといったようなことがあるわけですが、そういう枠組みをどういうふうにするのか、具体的な枠組みを示していただくと、こういう手段でこういうやり方でできますということができれば、いろんなやり方がスムーズに進むだろうというふうに思います。

それから、あと今度は避難した先で介護施設、病院を見つけるということは、病院につきましては厚労省の一定のシステムがありますから、それをうまく活用するようにこういう形でできるということをやっていただき、やっぱり診療科が全部違いますから、それでどこが空いているのかということとその都度厚労省のシステムの中でわかるような仕組みになっていますから、それを活用するという事だろうと思いますが、介護施設などになりますと民間の方、あるいは市町村が経営、運営をされているところがありますから、そういうところの費用負担、あるいは資材の備蓄、あるいはそういうものに対する資材の供給などについて、やはり我々の方が自治体の方をお願いをするというのはなかなか難しいわけですね。そこもやはり国の方でこういう仕組みで経費負担をするという仕組みをつくっていただくということが大事でございます、話はそういうのがありますと我々やっているわけです。

既に島根の場合ですと島根のお隣の県ですね、山口県、広島県、岡山県、鳥取県、そこら辺うまく連携ができておりまして、県が各それぞれの市町村に連絡をして、市町村も協力していただくという体制ができていますが、先ほど申し上げたような体制

づくりがまだ十分できてないということでありまして、それはやはり国がこういう仕組みでやるということをもとめて、それを各地方団体に徹底していくといたしますか、そういうことがもう少し遅れておりますからやっていただきたいというふうに思います。

大体そのようなことですが、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

○ 水津参事 では、これもちまして顧問会議を終了させていただきます。

顧問の先生方、いろいろご指導いただきましてありがとうございました。